

規定改正対比表

1. 当座勘定規定

改正前	改正後
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>1. 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>2. ～4. 省略</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>1. 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ただし、2027年1月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、2027年3月27日以降は当行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>2. ～4. 省略</p>
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>2. ～4. 省略</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。ただし、2026年10月1日以降に振り出された手形または小切手が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p>2. ～4. 省略</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>1. 当店を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>3. ～7. 省略</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>1. 当店を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</p> <p>2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</p> <p>3. ～7. 省略</p>
<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>1. 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたとき</p>	<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>1. 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、</p>

規定改正対比表

改正前	改正後
<p>は、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>2. 省略</p>	<p>その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年10月1日以降振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</p> <p>2. 省略</p>
<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>2. 省略</p>	<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</p> <p>2. 省略</p>

2. 約束手形用法・為替手形用法・小切手用法

(1) 約束手形用法

改正前	改正後
<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p>	<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p>
<p>8. <u>手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p>	<p>削除</p>
<p>9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。 ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>8. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。 ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>

(2) 為替手形用法

改正前	改正後
<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p>	<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p>
<p>10. <u>手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してくだ</u></p>	<p>削除</p>

規定改正対比表

<u>さい。</u>	
<p>11. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。</p> <p>ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>10. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。</p> <p>ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>

(3) 小切手用法

改正前	改正後
<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p>	<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p>
<p>8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p>	<p>削除</p>
<p>9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>8. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>

3. 普通預金規定・貯蓄預金規定

改正前	改正後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。</p> <p>(2) ～ (5) 省略</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、2027年1月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、2027年3月27日以降は当行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) ～ (5) 省略</p>

4. 納税準備預金規定

改正前	改正後
<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、</p>	<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、</p>

規定改正対比表

改正前	改正後
<p>小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。</p> <p>(2)～(5)省略</p>	<p>小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、2027年1月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、2027年3月27日以降は当行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2)～(5)省略</p>

5. 通知預金規定

改正前	改正後
<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2)省略</p>	<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、2027年1月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、2027年3月27日以降は当行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2)省略</p>

6. 定期預金規定集

定期預金共通規定

改正前	改正後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。</p> <p>(2)省略</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、2027年1月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、2027年3月27日以降は当行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2)省略</p>

7. 積立式定期預金規定集

(1) 積立式定期預金スーパーどんどん規定

改正前	改正後
2. (証券類の受入れ)	2. (証券類の受入れ)

規定改正対比表

改正前	改正後
<p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。</p> <p>(2)省略</p>	<p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、2027年1月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、2027年3月27日以降は当行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2)省略</p>

(2) 積立式定期預金エンドレス型規定

改正前	改正後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。</p> <p>(2)省略</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、2027年1月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、2027年3月27日以降は当行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2)省略</p>

8. 定期積金規定

改正前	改正後
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。</p> <p>(2)省略</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、2027年1月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、2027年3月27日以降は当行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2)省略</p>

以上